

新日本スポーツ連盟和歌山スポーツファミリークラブ規約

第1章 名 称

第1条 本クラブは「新日本スポーツ連盟和歌山スポーツファミリークラブ」と命名する。

第2条 新日本スポーツ連盟和歌山県連盟にクラブの事務所を置く。

第2章 目的と活動

第3条 本クラブの目的は次のとおりである。

- 1 子どもの体力と健康づくりのスポーツを行い、クラブ員相互の理解と交流をはかり、スポーツすることの楽しさを、多くの人に広める。
- 2 スポーツの苦手な子をなくし、みんなが喜んで参加するスポーツの発展と平和で豊かな社会を創っていくことを目的とする。

本クラブは上記目的を達成するために、新日本スポーツ連盟及び和歌山県ランニングセンターに加盟する。

- 1 例会を行い、機関紙を発行する
- 2 教育学習活動を行う（健康や教育に関する勉強会、リーダー養成など）
- 3 親睦を深める諸活動を行う
- 4 その他必要な活動を行う
- 5 スポーツ連盟の主催する大会・行事等との連携と協力を行う

第3章 組織及び機関

第4条 入会および退会

- 1 入会は規約を認めれば、いつでも誰でもできる
- 2 退会は自由であるが、会に申し出ること
- 3 会費納入月から3ヶ月を過ぎても未納の場合は退会とみなす。

第5条 本会の最高決議機関は総会である

第6条 総会は原則として年に1回とし、必要に応じて臨時総会を開くことができる。総会は、クラブ員の3分に1以上をもって成立し、総会決議は過半数で成立する。総会では、次のことを決める。

- ①年間の活動報告と方針 ②予算及び決算 ③規約の改廃 ④役員を選出

第7条 本クラブは次の役員を置く。

- ① 会長1名、副会長若干名、事務局長1名、運営委員若干名、会計監査2名
- ② 運営委員会（会計監査を除く役員で構成する）は総会に次ぐ決議機関としクラブ運営にあたる。
- ③ 役員任期は1年とし、再任をさまたげない。

第4章 財 政

第8条 本クラブの財政は会費、事業収入、募金その他でまかなう。

- 1 入会金500円、月会費100円、原則として12ヶ月前納とする。参加費の費用は別
- 2 県連盟費及びクラブ分担金は、それぞれの規約に準ずる。
- 3 会計年度は6月から5月までとする。
- 4 会費は毎年5月に1年分を納入する。

付 記

規約に定められていない事項に関しては、規約の精神に基づいて、運営委員会が決定することができる。

本規約は総会の3分の2以上の賛成で改正することができる。

規約は、2017年6月4日より発効する。